明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二三）　一

○水道法施行規則の一部を改正する省令（同一二四）　二

〔告　示〕

○認定適合性評価機関の名称を変更した件（総務三三六）　三

○日本国に帰化を許可する件（法務三六七）　三

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境九）　四

○給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件（厚生労働四九九）　四

○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二一五八）　四

○肥料の生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同二一五九）　六

○肥料の登録を失効した件（同二一六〇）　六

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通九九九）　七

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（同一〇〇〇）　八

○道路に関する件（関東地方整備局三一四～三一九）　八

〔国会事項〕

外務省　財務省　最高裁判所　八

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示一号、石川同一、福井同一、滋賀同一、奈良同一）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

会社その他　三一

省　令

○厚生労働省令第百二十三号

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第五条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具」を「次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ　当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ　減圧弁が設置されているものであること。

ハ　ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ　当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

第一条第一項第三号中「前号の給水用具のうち一缶二水路型貯湯湯沸器（一つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。）は、その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分」を「熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ　当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

第一条第一項第四号中「Oリング等」を「パッキン」に、「前三号」を「第一号」に改める。

第五条第一項第一号中「百五十ミリメートル」を「一五〇ミリメートル」に改め、同号ホ中「負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の」を「、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から」に改め、同項第二号イ中「中心までの垂直距離」を「最下端までの垂直距離」に改める。

別表第二中「中心までの垂直距離」を「最下端までの垂直距離」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第二号イ及び別表第二の改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の六第三項の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「意志決定」を「意思決定」に改める。

第二十九条中「厚生労働大臣」の下に「又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）」を加え、「並びに受験願書の提出期限及び提出先」を「、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項」に改める。